

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第18号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>社会福祉法人鳥取県厚生事業団</u></p> <p>オ <u>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</u></p> <p>カ <u>鳥取県住宅供給公社</u></p> <p>キ <u>鳥取県土地開発公社</u></p> <p>ク <u>鳥取県土地改良事業団体連合会</u></p> <p>ケ 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）</p>	<p>（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）</p>

第12条の2第1項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。第7条第1項において同じ。）を給与条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

第12条の2第1項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正は、公布の日から施行する。